

意図性に基づく自律的な社会制度形成

～公共計画行為の基本構造～*

Autonomic development of social system influenced by human-being's intentionality

The language game structure of public planning*

藤井聡****

By Satoshi FUJII****

1. はじめに

古くはスペンサー¹⁾から新しくはハイエク²⁾に至るまで社会科学の伝統の中ではしばしば法制度は「有機物」と見なされてきた。ソーシャル・オーガニズム（**社会有機体説**）とも呼ばれるその立場は、法制度を「設計されるべき無機的」と見なすようないわゆる「社会設計主義」と鋭く対立する立場であり、法制度はさながら生き物の様に自律的に変化し、成長し、そして死に絶える事すらあり得る「生き物」と捉える³⁾。

しかし、ソーシャル・オーガニズムは、そうした「生き物としての法制度」をより健全なるものにせしめる方途を人間持つであろうことを否定するものでは決してない。なぜなら、人間は「意志の力」を持つ「意図性」（intentionality）を携えた存在だからである。本発表では、以上の社会思想的立場の妥当性を暗示する、これまでの心理学の中で確認されてきたミクロな社会心理学的現象⁴⁾を紹介する事を通じて、意図性に基づく自律的な社会制度形成のあり方について述べ、さらにそれを通じて都市計画、土木計画を含む公共計画行為の基本構造を描写するものである。

2. 社会有機体説

システムズアナリシスに体表される既往の土木計画上の数理的理論体系においては、「数理社会モデル」を構築し、その数理分析を通じてより合理的な計画を策定しようという考え方が一般的であったものと考えられる。こうした数理的アプローチは「経済学」における典型的なアプローチであるが、社会科学社会科学の中には、まったく異なったアプローチで社会を把握してきた学問領域がある。それが、「社会学」（sociology）である。

社会学と経済学の相違は、経済学が対象を数理的にモデル化するという「物理学的」な方法論を基本として

きた一方で、社会学は、社会を「生命」「生物」というイメージで捉える「生物学的」な方法論を基本としている点に求められる。

こうした相違は、それぞれの学問領域において、人間をどのような存在として捉えるかに色濃く反映されている。経済学では、人間は合理的であり個人的な利益（あるいは効用）を追求する存在であると仮定され、その行動を数理的な最適化のモデル（いわゆる、効用モデル）によって記述されることが一般的である。その一方で、社会学では、人間を「愛情」や「信仰」や「理想」を持って生きる存在として捉えようとする。その意味において、社会学的な人間理解は、前章で述べた社会心理学的な人間理解に近い。

こうした社会についての社会学的理解について、最も典型的な学説が社会有機体説である。この学説を、一言で言うなら、「社会は生き物である」と考えるものであり、19世紀のコント、ならびにスペンサーによって提案された社会学の最も古典的な学説である。

ここに、有機体とは「形態的にも機能的にも分化した諸部分からなり、そして部分相互のあいだ、および部分と全体とのあいだに密接な関連があって、全体として一つのまとまった統一体をなしている」ものを指す（哲学事典、1981）。この定義で従えば、社会は、生命個体と同様に有機体と見なすことができる。すなわち、社会という「全体」の中に、個人や組織といった「部分」が内包されており、かつ、部分相互の間、および、部分と全体との間に密接な関連が存在し、全体として一つのまとまった「社会」をなしているからである。いわば、個人と組織と社会の関係は、細胞と各器官（内臓や腕など）と生命個体との関係と同質なのである。

さらに、スペンサーは、生物学についてとりまとめた彼の著書「生物学原理」の中で「内的関係と外的関係との持続的な調整」を「生命」と定義しているが、彼はこの定義における「持続的な調整」が生物だけでなく「社会」においても存在していることを指摘している。この生命の定義が意味しているのは、環境に合わせて個体の内部の有り様を持続的に調整していくという状態が「生きている」のであり、この調整が終わることが「死ぬ」ことなのだ、ということである。言い換えるなら、環境がどのように変わろうとも変化しない「石ころ」の様

*キーワード：計画基礎論、財源・制度論、社会有機体説

** 正員，工博，東京工業大学大学院土木工学専攻
(東京都目黒区大岡山 2-12-1)

TEL03-5734-2590、FAX03-5734-2590

fujii@plan.cv.titech.ac.jp)

な存在は、それが生命個体であれ社会であれ「死んで」いるのであり、環境に合わせて「内部を調整」し続けている状態こそが「生きて」いる状態なのである。そして、生命個体も社会も、そうした調整を行い得る存在なのであり、そしてそれが停止することによって社会は「死ぬ」こともあるのである。

さて、「社会が生き物」である社会有機体説に基づけば、社会政策に関わる次のようないくつかの含意が導かれる（表1参照）³⁾。

第一に、個々の細胞や各器官が、その生命体が存在しなければ意味を成さない、あるいは、まったく異なった意味を持つように、個人や各機関は、社会が存在しなければ意味を成さない、あるいは、まったく異なった意味を持つようになる。すなわち、「個人」や「組織」は完全に独立した存在なのではなく、社会における他者や他組織との諸関係、ならびに、社会全体の有り様によって全く異なった存在となる。

第二に、生物が「自然環境」に影響を受けつつ、成長、あるいは、進化したりするように、社会もまた、自然に成長したり、進化したりする。スペンサーは、この考え方を一般に「社会進化論」と呼称している。

第三に、生物を人工的に設計して作り出したり、既に行きっている生物の振る舞いを完全に制御したりすることができないように、社会もまた、人工的に設計して作り出したり、その動きを完全に制御したりすることはできない。

第四に、先に述べたように生命体の振る舞いや有り様を完全に制御することは不可能であるが、その振る舞いや有り様に「影響」を及ぼすことは可能である。同様にして、社会のあり方を完全に制御したり設計したりすることはできないが「影響」を及ぼすことは可能である。

第五に、生物は健康になったり病気になったり、あるいは、最終的に死ぬことが有るように、社会もまた、健康（健全）になったり病気（不健全）になったり、そして、「死ぬ」ことがあり得る。

表1 社会有機体説から演繹される「社会」の諸性質⁴⁾

部分不可分性	社会を構成する個人や組織を社会から切り離しても意味を成さない。
自律性・自生性	社会は、自然に成長したり進化したりする。
設計制御不能性	社会を人工的に設計したり制御したりすることはできない。
限定的影響性	社会に対して人為的になし得ることは、影響を及ぼすことには過ぎない。
モータリティ性	社会は、健全になったり不健全になったり、死滅したりする。

3. 有機体としての「社会制度」

さて、以上の社会有機体説に基づくなら、社会制度は、（限定的影響性故に）影響を及ぼされることがあったとしても、（設計制御不能性故に）「設計」されるような種類の存在なのではなく、（自立性・自生性故に）自らの内在的な同動的運動力によって「成長」したり「衰弱」していくものと考えられることとなる。

こうした見解は、近年の法律と人間心理との関連を精査した法社会学心理学的研究成果とも一致するものである。

表1 規制的な法制度が及ぼす多様な心的効果

-
- ① 処罰機能による直接的効果
 - ② 報復的公正感による反発と受容
 - ③ 内発的動機の低減／駆逐効果
 - ④ 倫理的フレームから取引的フレームへ
意思決定フレーム変遷効果
 - ⑤ トリレンマ問題の誘発効果
 - ⑥ 腐ったリンゴ排除効果
 - ⑦ 社会的規範意識の非帰結主義的な活性化効果
-

ここに、表1は、そうした研究成果を取りまとめたものである。これらのそれぞれの影響の詳細についての記述は他著⁴⁾に譲るが、これらの心的影響を踏まえると、以下のような示唆が得られることとなる。

それはすなわち、法制度の導入や運用において最も肝要な点は、「その法制度が、既に存在する社会的規範と調和していなければならない」、というものである。換言するなら、成文法システムは習慣法・不文法システムの「輪郭をなぞるように」、設計されなければならないのである。もし、そうした調和が不在のままでは、表1に示した「報復的公正」による反発（表2の②；人々の公正感と乖離するような種々の[制度制定行為も含む]行為に対して、反発し、その“不正”を正すような方向の行動が、強く動機付けられることを意味する）のために導入もままならないであろうし、仮に導入されたとしても、人々の内発的動機の低減や意思決定フレームの取引的フレームへの変遷を導いたり（同③、④；特定の行動を強制する制度の導入は、それが強制する行動を自発的に実行使用とする傾向性を提言させる）、トリレンマ問題を引き起こしたりするのである（同⑤；特定の行為を禁止された場合、より破壊的な行為を実行する可能性を誘発する問題）。そして、法制度の重要な機能である腐ったリンゴ排除効果（同⑥；非協力的行動を社会的に伝搬させる“腐ったリンゴ”であるごく少数の非協力者を排除することで、秩序を保つ効果）も発揮されず、そして、社会的規

範の非帰結主義的な活性化効果（同⑦；法制度の制定によって、当該法制度が奨励する行為を成すべしとの社会的・心理的規範を活性化するという効果）も期待できないということとなるのである。

すなわち、社会的規範に調和した法制度以外は、導入することすらできず、かつ、導入したとしても所定の機能は期待できないのであるから、結局は、社会的規範に調和した法制度を「導入せざるを得ない」のである。このことは、法制度の「設計」という、社会の自律的活動の外部に位置すると解釈されがちな行為ですら、社会的規範に大きく支配されざるを得ないと解釈することができよう。

4. 法制度設計による社会的規範の活性化

ただし、「既に存在する社会的規範と調和する法制度」とは、唯一のものであるというわけではない。そこには必ず、一定程度以上の“幅”が考えられる。それ故社会的規範に配慮しつつ、どのように法制度を設定するのか、という問題について大きな自由度が存在することが考えられるのである。これはウィトゲンシュタイン（1958）の比喻を引用するなら、輪郭が全くあいまいな色の標本の輪郭を線でなぞる行為のようなものである。その輪郭は全くあいまいであるが故に、それは、「（その輪郭として）円でも長方形でも、あるいはハート形でも書くことができるだろう。色がみんな解け合ってしまったら。これは何にでも合うし、何にでも合わない（ウィトゲンシュタイン、1958、p. 78）⁵⁾」というような種類の色の標本である。言うまでもなく、この比喻における“何にでも合い、何にでも合わない色の標本”が社会的規範なのであり、その輪郭が法制度なのであるが、この時どのような輪郭線を描くべきなのであるうか。

ここでさらにこの比喻を発展させ、この色の標本が実はアメーバの様な輪郭の曖昧な生物であったのだと考えてみよう。そしてさらに、このアメーバは、引かれた輪郭に依存して活力を増すことも衰弱していくこともあり得ると考えてみよう。おそらくは、社会的規範と法制度とは、このような比喻におけるアメーバと輪郭との関係に似ていると言えよう。すなわち、アメーバたる社会的規範は、その輪郭たる法制度によって影響を受け、より活気づくこともより衰弱していくこともあるのである。すなわち、社会的規範に一定程度調和した法制度であるなら、当該の社会的規範の活性化の増進に寄与することもあると考えられるのである（表2の⑥、⑦）。

ただし、社会的規範とは基本的に輪郭が曖昧な“アメーバ”の様な存在である以上、ウィトゲンシュタインの比喻でも指摘されている通り「何にでも合うし、何に

でも合わない（p. 78）⁵⁾」のである。それ故、現存する社会的規範の活性化の「最適化」をもたらしようとする唯一の輪郭の描き方（法制度の制定）などあり得ない、と言わざるを得ない。この点を踏まえるなら、輪郭を描くという行為はある種の「社会的な決意」と共になされなければならない。言うまでもなくここに言う「社会的な決意」とは、実態としての社会的規範とその輪郭としての法制度との間の乖離を埋めるために求められる「運用」を行い続けるのだ、という決意なのである。

5. 健全なる社会に対する意図性

さて、こうした「決意」の源泉となるのが、人間の「意図性」（intentionality）である。

ここに、一般に意図性とは、何らかの対象や目標を志向することを意味するものであり、例えば、ブレンターノの（作用）心理学においては志向性と訳出されたり、ハイデガー哲学などでは「配慮」と訳出されたりするものである。いずれにしても、日常用語ではしばしば「目的意識」という様な言葉で表現されることもある。いずれにしても、人間精神の重大な性質の一つがこの意図性なのであり、この性質故に、その主体は外界に何らかの影響を及ぼしうる可能性を得ることができることとなるのである。

さて、法制度設計を行う際に、それに関わる者に求められる“意図性”とは一体どのようなものなのであるうか。この問いは、公共政策、公共計画に関わる者全てにとって、最も重大な問いである。しかし、その問いの答えは必ずしも容易ではない。が、あえてそれを言語表現するとするなら、「より良い社会の実現」を目的とした意図性である、という表現に誤りは無かろう。とは言え、そう表現したとしても、「良い社会とは何か」を論ずることは当然ながら容易なことではない。

しかし、冒頭で指摘した、社会を有機体と見なす社会有機体説に基づくならば、良い社会とは、「健全な社会である」と表現することが可能となろう。無論、この問いに対して「健全なる社会とは何か」を言語的に回答することは、やはり、困難なことではある。しかし、この様に表現することは実践的に重要な意味を持つものであると考えられる。

それはさながら、医者一人一人が健康とは何かを言語的に厳密に定義することが必ずしも可能ではない一方で、一般人である以上は「健康」とは何かをおおよそ了解しており、そして、それを目指した医療行為を成すことができることと同様だと言うことができよう。もしも社会を（事実、スペンサーが厳密にそう定義したように）我々人間と同じ一個の生命体と考えるのなら、「健康な人間」について我々が了解できる能力を携えている

以上は、「健全なる社会」を理解する能力を携えているはずだと考えることはできるであろう。すなわち、我々の良識が、例えば睡眠時間も食事も不規則であり、かつ、健康を維持するためにありとあらゆる薬を接種しているような者を「健康」だと言っただけのけることに大なる抵抗を示すのだとするなら、如何なる社会が「不健全」であり、如何なる社会が「健全」であるのかを識別することは必ずしも困難なこととは言えないものと考えられるのである。

6. 公共計画行為の基本構造

さて、以上の議論を踏まえると、次のような法制度設計に関して次のような4つの命題が暗示されることとなる⁴⁾（なお、本稿では紙面の都合上、命題1の演繹に必要な議論については一部割愛しているため、その点については文献4）をあわせて参照されたい）。

（命題1） 法制度と社会的規範は相補的依存関係にある。それら両者は、互いに影響を及ぼしつつ、時間軸上で変遷していく自律的システムである。その両者の関係は、言語学で言われるような「言葉」と「意味」の関係、あるいは、経済学で言われるところの「貨幣」と「価値」の関係に似ている。

（命題2） ただし、人間は、社会的秩序の形成と維持を志向する自らの“意図性”故に、その“自律的なる相補的依存関係態”の外部から、それらに刺激を与えることができる。それはさながら、子を育てる親が、“自律的なる人格を持つ子供”に対して教育が可能であるかのようなものである。

（命題3） その教育方法、すなわち、法制度と社会的規範の相互依存関係態の望ましい方向への変遷を期待する重要な方法の一つが、法制度の改変と運用改善である。

（命題4） ただしその時に注意すべきなのは、法制度を、社会秩序を直接的に創出するための「強制装置」として認識してはならない、という点である。社会的規範はそれ自体でも自律し得るシステムであるという認識の下、自律的システムたる社会的規範を維持し、活性化し、より強化していくために援用する「支援装置」として、法制度を捉えなければならない。

さて、本稿の副題は、「公共計画行為の基本構造」というものであったが、その基本構造とは、以上の四つの命題から浮かび上がるであろうものを意味するものである。すなわち、公共計画行為とは、社会を合理的に「設計」することなのでは決して無く、自律的なる子供を少しでも健全なる人間に育てようと試みる親の振る舞いと同様に、自律的なる社会を少しでも「健全」なる方向に

「向け変える⁶⁾」ことを意図して、法制度や諸計画のあり方を考え続けていく、というものなのである。

付言：

本稿は、特定の文献を引用しつつ、土木計画における公共計画行為の基本構造を明らかにすることを意図して行った論考を記したものである。ただし、読者の中には、ここで論じた命題やそれを演繹するための議論が、特定の文献のみを、筆者にとって都合よく引用しつつ独善的な議論を展開しているものとの印象を抱いた方々もおられたかも知れない。しかし残念ながら、本稿で述べた命題が「完全に正しいものであるのか否かを証明する」ような力量を筆者は持ちあわせてはいない。なぜなら、特定命題の完全なる証明のためには、それを演繹した前提が真であることをまた証明しなければならないからである。言うまでもなく、その前提を真と証明するための議論においては再び前提が必要とされるのであり、結局は命題の真実性を完全に証明することは論理的に「不可能」なのである。これは、本稿の議論のみに妥当する論理構造なのではなく、全ての命題が抱える論証上の普遍的構造なのである。かくして、筆者には、本稿の命題を完全に真であると証明する能力は持ち合わせてはいない、と言わざるを得ないのである。

しかし、本稿で引用したスペンサーやコントといった古典的社会学者、そして、近現代の哲学者であるウイットゲンシュタインや自由主義経済学者であるハイエクが主張する様な各種の論理がもしも真であったとするなら、以上に述べた結論には、一定の妥当性が存在しているであろうことは間違いないだろうと筆者は考えている。ついでにもし仮に本稿の議論が全くの空理空論だと断ずる読者がおられるとするなら、筆者が前提としているスペンサーやコントやハイエクが如何様に誤ったのかという指摘と共にご議論いただければ、そしてもしもそれによって制度設計に関わる緒議論がさらに深みを帯びたものとなるのなら、筆者としては、望外の喜びである。

参考文献

- 1) 挾本 佳代 (2000) 社会システム論と自然—スペンサー—社会学の現代性, 法政大学出版社
- 2) フリードリッヒ・フォン・ハイエク, 感覚秩序 (1950 年刊), (亀山貞登 訳), 春秋社, 1998.
- 3) 藤井 聡 (2008) 土木計画学, 学芸出版
- 4) 藤井 聡: 法律と社会的ジレンマ—意図性に基づく社会的秩序の自律的形成—, In. 紛争と対話, 法律文化社, pp. 23-53, 2007.
- 5) Wittgenstein, L. (1953) *Philosophische Untersuchungen*, Basil Blackwell. (ルードリッヒ・ウイットゲンシュタイン著, 藤本隆志訳, 哲学探求, ウイットゲンシュタイン全集, 8, 大修館書店, 1976.)
- 6) プラトン (1971) 国家 (上・下), 岩波文庫 (藤沢令夫 訳) .